

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成21年  
3月24日  
(火曜日)

## 目 次

人委規則  
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十二号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一こころの医療センターの項及び精神保健福祉センターの項中、「三〇八、八〇〇円」を「三二〇、四〇〇円」に改める。

別表第二の一の表から五の表までを次のように改める。

一 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
一 級	六、六〇〇円

### 二 公安職給料表

二 級	八、五〇〇円
三 級	九、七〇〇円
四 級	一〇、三〇〇円
五 級	一〇、七〇〇円
六 級	一一、二〇〇円
七 級	一二、二〇〇円
八 級	一二、八〇〇円
九 級	一四、五〇〇円

職務の級	調 整 基 本 額
一 級	七、九〇〇円
二 級	八、八〇〇円
三 級	九、四〇〇円
四 級	一〇、七〇〇円
五 級	一一、三〇〇円
六 級	一一、六〇〇円
七 級	一二、一〇〇円
八 級	一二、五〇〇円
九 級	一三、二〇〇円

平成二十一年三月二十四日印刷  
平成二十一年三月二十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

三 海事職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
一級	七、〇〇〇円				
二級	八、六〇〇円				
三級	一〇、七〇〇円				
四級	一二、二〇〇円				
五級	一三、八〇〇円				
六級	一四、二〇〇円				

四 研究職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
一級	八、一〇〇円				
二級	九、三〇〇円				
三級	一〇、九〇〇円				
四級	一一、八〇〇円				
五級	一四、七〇〇円				

五 医療職給料表(一)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	一〇、八〇〇円				
二級	一三、一〇〇円				

三級	一四、六〇〇円
四級	一五、六〇〇円

別表第二の六の表五級の項中「一〇、五〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表七級の項中「一二、二〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、別表第二の七の表を次のように改める。

七 医療職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	八、一〇〇円				
二級	九、五〇〇円				
三級	九、七〇〇円				
四級	一〇、一〇〇円				
五級	一〇、四〇〇円				
六級	一一、七〇〇円				
七級	一二、六〇〇円				

別表第二の八の表三級の項中「一二、二〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、同表四級の項中「一三、二〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、別表第二の九の表二級の項中「一〇、九〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表四級の項中「一二、八〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則別表第一及び別表第二の規定は、平成二十年四月一日から適用する。